



カタログポケット QRコード



このアイコンを探してね

大きな落花生「おおまさり」は茹でると、とても美味しいです。ぜひ、ご賞味ください。

## 幼児教育・保育無償化が10月1日から始まります

3歳～5歳の幼稚園・保育園・認定こども園などを利用するお子さんや、住民税非課税世帯で0歳～2歳のお子さんが対象となります。

(注1) 満3歳児クラス在園のお子さんは、月額16,300円まで該当します。

※食事(給食)代・行事参加費などは対象になりません。

※私立幼稚園に在園のお子さんや、認可保育所などの一時預かり事業・認可外保育施設などを利用するお子さんは、あらかじめ申請する必要があります。

申請書類は、私立幼稚園に通園されている場合は、各幼稚園から配付します。

問 市立幼稚園に関すること

学校教育課 ☎ 4 4 3 - 1 4 4 6

児童発達支援事業などに関すること

障がい福祉課 ☎ 4 4 3 - 1 6 4 9

施設・事業などに関すること

子育て支援課 ☎ 4 4 3 - 1 6 9 3

区分	0～2歳児クラス(3号)		3～5歳児クラス	
	保育の必要性あり 住民税非課税世帯	保育の必要性あり (2号)	保育の必要性なし (1号)	
市立幼稚園			無償	
私立幼稚園		月額25,700円まで無償(満3歳児～)		
私立幼稚園の預かり保育	一部該当(注1)	月額11,300円まで無償		
認可保育所 (市立保育園・生活クラブ風の村保育園八街・八街かいたく保育園)	無償	無償		
認定こども園	無償	無償	無償 (預かり保育は対象外)	
認可外保育施設・病児保育事業・一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業	月額42,000円まで無償	月額37,000円まで無償		
延長保育事業	対象外	対象外	対象外	
児童発達支援事業など	対象外	無償	無償	

## 2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%へ

10月1日に消費税・地方消費税の税率が10%に引き上げられます。10%のうち2.2%は地方消費税(地方税)です。

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば、①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援の必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。

税率引上げに合わせて、飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約・週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための対策も実施します。※一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様身近な行政に生かされています。

詳しくは、「政府広報 消費税」で検索してください。

## 10月から年金生活者支援給付金制度がスタート

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が行います。

対象となる方

老齢基礎年金を受給中で次の要件を満たしている方

- ・65歳以上である・世帯員全員の住民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が879,300円以下である

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給中で次の要件を満たしている方

- ・前年の所得額が約462万円以下である  
(扶養親族数により要件が異なります)

請求手続き

平成31年4月1日以前から年金を受給している方

日本年金機構から請求手続きのご案内が届きましたら、年金生活者支援給付金請求書に必要事項を記入し提出してください。

平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または国保年金課で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

詳しくは、給付金専用ダイヤルへお問い合わせください。

問 給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

050から始まる電話の場合

☎03-5539-2216



年金生活者支援給付金制度のQRコード

## お詫びと訂正

広報やちまた8月15日号1ページ「10月1日から消費税増税に伴い公共施設の使用料・手数料などを改定します 廃棄物の収集・運搬・処理の手数料など」の記事のうち、つぎのとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

正：八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定

誤：産業廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定